

○地域警察刷新強化委員会設置要綱の制定について

(平成4年7月15日例規第36号)

[沿革] 平成7年12月例規第74号、9年8月第32号、13年4月第17号、20年3月第25号、30年3月第8号、31年4月第23号、令和4年3月第5号改正

地域に密着し、地域住民の要望にこたえる地域警察活動を推進すべく、長期的かつ総合的展望に立った地域警察の刷新強化方策を検討及び審議するため、別記のとおり地域警察刷新強化委員会設置要綱を制定し、平成4年7月15日から実施することとしたので、適切に運用されたい。

なお、外勤警察運営研究会の設置について（昭和39年8月奈本例規第17号）は廃止する。

別記

地域警察刷新強化委員会設置要綱

第1 委員会の設置

奈良県警察本部に地域警察刷新強化委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 委員会の組織及び構成

委員会の組織及び構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 警察本部長
- (2) 副委員長 警務部長、生活安全部長
- (3) 委員 警務課長
会計課長
生活安全企画課長
地域課長
通信指令課長
刑事企画課長
交通企画課長
公安課長
機動通信課長

策3 委員会の任務

委員会は、地域警察刷新のための指針（平成4年6月23日付け警察庁乙保発第9号、警察庁次長通達）に基づき、その課題と対策について検討、審議し、地域警察刷新強化のための基本方針を策定する。

第4 委員会の審議事項

委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 地域警察の体制に関すること。
- (2) 地域警察の運用に関すること。
- (3) 地域警察の施設及び装備費幾材に関すること。
- (4) その他地域警察の刷新に関すること。

第5 委員会の運営

- 1 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。
- 2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求めることができる。

第6 専門部会

- 1 委員会の審議事項を専門的に調査、検討及び審議するため、委員会の下に専門部会を置く。
- 2 専門部会の組織及び構成は、次のとおりとする。
 - (1) 部会長 生活安全部長
 - (2) 副部会長 地域課長
 - (3) 部会員 警務課次席
会計課次席
情報管理課次席
生活安全企画課次席
地域課次席
通信指令課次席
刑事企画課次席
交通企画課次席
交通指導課次席
公安課次席
機動通信課次席
- 3 第5の規定は、専門部会の運営について準用する。
- 4 部会長は、専門部会において調査、検討及び審議した結果を取りまとめ、委員会に報告するものとする。

第7 委員会及び専門部会の庶務

- 1 委員会及び専門部会の庶務は、地域課において行う。
- 2 委員会及び専門部会の庶務に審議録（別記様式）を備え付け、審議の要旨等を記

録しておくものとする。

第8 警察署における推進要領

警察署にあっては、警察署地域警察刷新強化委員会を設置し、必要な施策を積極的に推進するものとする。

別記様式

開 催 月 日	年 月 日 自 午 時 分 至 午 時 分		
開 催 場 所		取扱者	
出 席 者 職 ・ 氏 名			
審 議 事 項			
検 討 ・ 審 議 内 容			
備 考			